平成２４年（フ）第３８３号
埼玉県川越市砂新田３丁目３番地39
債務者　中島ゆり子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７号
山口県下松市潮音町３丁目２番２号、前住所山口県下松市桜町３丁目14番21号
債務者　久保あけみ
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第７１号
山口県周南市大字久米2976番地の７
債務者　今関百合枝
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第６３号
札幌市西区発寒12条４丁目７番１号
債務者　休　由己枝
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９号
札幌市中央区南４条西14丁目１番16号
債務者　丸山　元揚
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５３号
札幌市北区麻生町６丁目11番３号　ヴィラコーポ麻生100号
債務者　平井　貴海
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８５０号
北海道千歳市千代田町４丁目22番地の２
債務者　平塚奈美子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２５９号
札幌市中央区南17条西９丁目２番33―702号
債務者　藤原　　熙
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２５号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目７番６―601号
債務者　工藤　春子
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３２号
札幌市厚別区厚別南２丁目30番11号　プライムハウスひばりが丘壱番館105
債務者　坂井　惠子（旧姓井森）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３８６号
札幌市東区東苗穂13条３丁目21番17号
債務者　須賀川　大
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２１号
札幌市東区北26条東16丁目１番50―708号
債務者　林　　朋美（旧姓船渡）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５６号
札幌市西区西野４条１丁目７番16号
債務者　大川　瀞護
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９４号
札幌市手稲区新発寒６条８丁目５番７号
債務者　寺澤　鮎美（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１６号
札幌市中央区北２条西21丁目１番16―105号
債務者　藤永ゆかり
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２４号
札幌市清田区清田１条２丁目１番27号　ハイム円満202号
債務者　岩城あづみ（旧姓古川・金井）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５３３号
札幌市白石区南郷通20丁目北１番31―605号
債務者　成田　百生（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５７２号
札幌市白石区菊水６条１丁目２番18―101号
債務者　坂下恵美子（旧姓當麻）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部